

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	国外関連者との取引に係る課税の特例（移転価格税制）		
税 目	法人税（租税特別措置法 66 の 4、68 の 88 等）		
要 望 の 内 容	<p>外国企業による我が国への対内直接投資を促進していく等の観点から、移転価格税制における独立企業間価格を算定する際に使用する利益水準指標に、国際標準である OECD 移転価格ガイドラインにおいても認められているペリー比基準（売上総利益／営業費用（販売費及び一般管理費））を追加する。</p>		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	-	百万円 （ - 百万円）

新
設
・
拡
充
又
は
延
長
を
必
要
と
す
る
理
由

(1) 政策目的

我が国経済を活性化させていくためには、我が国企業の海外展開の円滑化を通じた国内への資金還流の促進に加えて、海外からの投資を呼び込むことが必要である。

しかし、現在我が国に進出している外国企業の中には、本国親会社との取引に際して、我が国の移転価格税制上の不利益を被っているものがある。また、我が国の移転価格税制が、海外に進出している我が国企業に対する現地政府による移転価格課税の執行にも、事実上悪影響を及ぼしているとの指摘がある。

そのため、こうした外国企業が被っている障害を取り除いて我が国への投資を促進するとともに、海外進出している我が国企業の課税リスクを軽減して我が国への資金還流の原資を確保することを目的として、移転価格税制の見直しを実施する。

(2) 施策の必要性

我が国に進出している外国企業の多くは、本国親会社との間の取引に関して、日本国内での移転価格課税リスクを最小限にしようとしている。このためには、まずは独立企業間価格を算定することが必要であり、その算定方法については、独立価格比準法をはじめとする複数の選択肢が用意されているところである。

しかし、我が国においては、利益水準指標として国際ルール上も容認されているベリ一比基準が導入されていない。そのため、一定の取引形態の外国企業にとっては、本国とは異なる指標に基づいて独立企業間価格を算定せざるを得なくなり、算定した結果が実際の取引価格と乖離してしまう。この場合、後々の移転価格課税リスクを恐れて、取引価格を変更する外国企業が多いが、こうした価格変更により、外国企業の税負担は増加することとなり、且つ、これが取引期間中継続することになる。

このため、我が国にベリ一比基準を導入し、国際標準と整合性のとれた事業活動環境を整備することで、海外からの国内投資の促進を図る。

なお、海外進出している我が国企業も、進出先の課税当局との移転価格課税に係るやり取りにおいて、ベリ一比基準で算定された独立企業間価格による措置を要望している。しかし、日本にベリ一比基準が導入されていない等の関係で、こうした要望が現地の課税当局から否認されて一方的に追徴課税を受けるといった実態も発生しているとの指摘もあるところ、ベリ一比基準の導入はこうした日本企業に対する移転価格課税リスクの軽減にもつながる。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済政策
		政策の達成目標	対内直接投資の促進、我が国企業の健全な海外展開の促進・円滑化
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	対内直接投資の促進、我が国企業の健全な海外展開の促進・円滑化
		政策目標の達成状況	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	我が国に進出する外資系企業による使用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	国内に進出している外資系企業の移転価格課税リスクが軽減され、対内直接投資の促進や海外からの資金還流の円滑化が見込まれる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	同一の目的である他の措置はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	同一の目的である他の措置はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	移転価格税制における独立企業間価格の算定方法の適正化であるため、税制による措置が適切。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成23年度税制改正において、独立企業間価格の算定方法の適用順位の見直しや独立企業間価格幅（レンジ）の取扱いの明確化等、移転価格税制の見直しが行われた。	